

第 57 年度事業報告書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

大阪府中央区道修町 3 丁目 1 番 8 号

財団法人 篷 庵 社

第 57 年度事業報告

事業の概要

- I. 平成 22 年度の研究助成金として、別紙 1 のとおり、全国対象分 20 件 1,000 万円、及び特別研究助成（大阪府, 京都府, 兵庫県, 奈良県）の 2 件 500 万円、計 22 件 1,500 万円をそれぞれの交付先へ支出した。
- II. 第 29 回研究助成発表会を平成 22 年 7 月 23 日、塩野義製薬株式会社中央研究所（大阪市福島区鷺洲 5 丁目 12 番 4 号）において開催した。
- III. 選考委員会による企画会議を平成 22 年 6 月 30 日ヒルトン大阪（大阪市北区梅田 1 丁目 8 番 8 号）にて開催し、平成 23 年度特別研究助成の募集テーマの選考および募集要項の審議等を行った。さらに、選考委員会を平成 23 年 2 月 10 日ヒルトン大阪（大阪市北区梅田 1 丁目 8 番 8 号）にて開催し、平成 23 年度被助成者の選考等を行った。

庶務の概況

I. 評議員会の決議事項

1. 平成 22 年 5 月 28 日（塩野義製薬株式会社本社において開催）

議案（1）理事・監事改選の件

理事・監事全員任期満了のため以下の通り選任した。

理事（9 名）：前田 孝、北 泰行、北川 勲、塩野 元三、武田 禮二、廣部 雅昭、宮崎 瑞夫、桐野 豊、首藤 紘一が再選され重任した。

監事（2 名）：藤井 榮二、尾尻 哲洋が再選され、重任した。

2. 平成 22 年 11 月 18 日（書面開催）

議案（1）定款の変更（案）に関する件

原案通り承認可決した。（別紙 9）

3. 平成 23 年 3 月 11 日（東京ジョンブル（東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 28F）において開催）

議案（1）平成 23 年度（第 58 年度）事業計画書の件

平成 23 年度事業計画として研究助成金の交付件数を 22 件とすること及び平成 23 年 7 月 8 日に第 30 回研究助成発表会を開催することを承認可決した。（別紙 2-1, 2-2, 2-3）

議案（2）平成 23 年度（第 58 年度）収支予算に関する件

原案通り承認可決した。（別紙 3）

II. 理事会の決議事項

1. 平成 22 年 5 月 28 日（塩野義製薬株式会社本社において開催）

議案（1）第 56 年度事業報告の件

第 56 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに財産目録承認について原案通り承認可決した。（別紙 4, 5, 6, 7）

議案（2）評議員改選の件

評議員（12 名）全員任期満了のため以下の通り選任した。

佐藤 公道、村橋 俊一、近藤 裕郷、永田 清、門脇 孝、西村 紳一郎、伊勢村 護、手代木 功、大和田 智彦、岩尾 洋、辻 彰が再選され重任し、北村 幸彦が新任した。宮本 梨は退任。

議案（3）選考委員選任の件

選考委員（6 名）全員任期満了のため以下の通り選任した。

北村 幸彦、小林 資正、南野 直人が再選され重任し、岡村 富夫、平野 俊夫、藤井 信孝が新任した。首藤 紘一、三浦 克之、義江 修は退任。

2. 平成 22 年 5 月 29 日（塩野義製薬株式会社本社において開催）

議案(1) 理事長選任の件

前田 孝が選任された。

議案(2) 常務理事選任の件

武田 禮二が選任された。

3. 平成 22 年 11 月 12 日（ヒルトン大阪（大阪市北区梅田 1 丁目 8 番 8 号）において開催）

議案(1) 定款の変更（案）に関する件

原案通り承認可決した。（別紙 9）

議案(2) 規則・規程に関する件

原案通り承認可決した。また全ての作成作業については理事長に一任することを承認可決した。（別紙 10）

議案(3) 公益認定申請書に関する件

原案通り承認可決した。（別紙 11）

議案(4)最初の評議員選考委員会委員 選任の件

原案通り、岩尾 洋、藤井 榮二、岩崎 光隆、石崎 正雄、吉田 亨の5名が選任された。
(別紙12)

議案(5)最初の評議員推薦の件

原案通り、公益財団法人移行後最初の評議員として、伊勢村 護、岩尾 洋、大和田 智彦、近藤 裕郷、佐藤 公道、辻 彰、手代木 功、永田 清、西村 紳一郎、村橋 俊一の10名が推薦された。
(別紙14)

4. 平成23年3月11日(東京ジョンブル(東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル28F)において開催)

議案(1)第58年度(平成23年度)事業計画に関する件

平成23年度事業計画として研究助成金の交付件数を22件とすること及び平成23年7月8日に第30回研究助成発表会を開催することを承認可決した。(別紙2-1, 2-2, 2-3)

議案(2)平成23年度収支予算書の件

原案通り承認可決した。(別紙3)

議案(3)平成23年度研究助成金受領者決定の件

原案通り承認可決した。(別紙2-2)

議案(4)公益財団法人への移行の件

原案通り承認可決した。(別紙9, 10, 11, 14)

Ⅲ. 登記事項

1. 平成22年6月7日

(1) 理事 前田 孝、北 泰行、北川 勲、桐野 豊、塩野 元三、首藤 紘一、武田 禮二、廣部 雅昭、宮崎 瑞夫の重任登記

2. 平成23年4月1日

(1) 特例財団法人篷庵社の解散登記をした。

(2) 公益財団法人篷庵社への移行設立登記をした。(行政庁：内閣府)

Ⅳ. 報告事項

1. 平成22年4月19日

大阪市長宛に平成21年4月1日から平成22年3月31日までの「法人市民税減免申請書」を提出した。

2. 平成 22 年 4 月 19 日

大阪府中央府税事務所長宛に平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの「法人府民税の減免申請書」を提出した。

3. 平成 22 年 4 月 28 日

大阪市長より平成 22 年 4 月 26 日付「法人市民税減免通知書」を受領

4. 平成 22 年 5 月 31 日

大阪府中央府税事務所長から平成 22 年 5 月 28 日付「法人府民税の減免通知書」を受領

5. 平成 22 年 6 月 22 日

(1) 公益法人の監督に関する規則第 18 号第 6 条及び第 7 条の規定により、主務官庁大阪府知事へ第 56 年度（平成 21 年度）事業報告書／第 57 年度（平成 22 年度）事業計画書を提出した。さらに、監事意見書、平成 22 年 3 月 4 日付、5 月 28 日付、5 月 29 日付理事会議事録及び役員名簿を提出した。

(2) 公益法人の監督に関する規則第 11 条の規定により、理事の変更登記に伴い、主務官庁大阪府知事へ登記事項全部証明書を提出した。

6. 平成 22 年 12 月 13 日

最初の評議員選考委員会をヒルトン大阪（大阪市北区大阪市北区梅田 1 丁目 8 番 8 号）において開催した。公益財団法人移行後最初の評議員として、伊勢村 護、岩尾 洋、大和田 智彦、近藤 裕郷、佐藤 公道、辻 彰、手代木 功、永田 清、西村 紳一郎、村橋 俊一の 10 名が選任された。（別紙 14）

7. 平成 22 年 12 月 21 日

内閣府へ公益財団法人移行認定の電子申請を行った。

8. 平成 23 年 2 月 16 日

内閣府公益等認定委員会より公益財団法人移行認定答申が下り、内閣府「公益法人 information」ホームページに掲載された。

9. 平成 23 年 3 月 22 日

内閣府より 3 月 22 日付公益財団法人「認定書」を受領した。

財務諸表

- | | |
|--------------------------------|--------|
| I. 平成 22 年度収支計算書（第 57 年度） | （別紙 4） |
| II. 正味財産増減計算書（第 57 年度） | （別紙 5） |
| III. 貸借対照表（平成 23 年 3 月 31 日現在） | （別紙 6） |
| IV. 財産目録（平成 23 年 3 月 31 日現在） | （別紙 7） |
| V. 財務諸表に対する注記（第 57 年度） | （別紙 8） |

以上

平成 22 年度研究助成金交付先一覧表

◆ (1 件 50 万円×20 件= 計 1,000 万円)

助成	所属(申請時)	研究者	研究テーマ
4 年目	東京大学大学院薬学系研究科 基礎有機化学教室	内山 真伸	機能性アート錯体の創製と高度分子変換反応への応用
4 年目	東北薬科大学天然物化学教室	浪越 通夫	抗癌活性を有する海洋天然物の探索研究
4 年目	大阪医科大学眼科学教室	池田 恒彦	アンジオテンシン II 拮抗薬の糖尿病網膜症進展阻止に関する実験的研究 ー蛋白糖化最終産物生成抑制との関連ー
4 年目	徳島文理大学香川薬学部	東屋 功	スルホンアミド基の立体特性に基づく三次元分子構造の構築
4 年目	北海道大学大学院先端生命科学 研究院 次世代ポストゲノムセンタ ー 複合糖質機能化学グループ	篠原 康郎	細胞、組織等の総合的なグライコーム解析
3 年目	北海道大学大学院薬学研究院	南 雅文	慢性的疼痛による情動障害と食欲抑制のメカニズム
3 年目	大阪大学大学院医学系研究科 乳腺内分泌外科	野口 眞三郎	乳がん個別化治療実現を目指した遺伝子発現プロファイル解析および細胞周期プロファイル解析に基づく予後および化学療法感受性診断法の開発
3 年目	大阪大学蛋白質研究所	川上 徹	新規ペプチドライゲーション法の開発とそれを用いる部位特異的修飾蛋白質の合成
3 年目	大阪大学大学院薬学研究科	藤岡 弘道	活性カチオン種の生成とその高次利用
3 年目	徳島大学大学院ヘルスバイオ サイエンス研究部 神経情報医学部門病態情報医学 講座情報伝達薬理学分野	玉置 俊晃	循環器障害克服のための酸化ストレス研究
2 年目	関西学院大学理工学部	今岡 進	ポリフェノール類の薬効と毒性についての研究
2 年目	大阪大学大学院薬学研究科	荒井 雅吉	病態の体内微小環境で作用する活性天然物の創成と迅速標的分子解析法の確立
2 年目	熊本大学大学院 医学薬学研究部	石塚 忠男	ジアミン新合成法開発を基軸とした医薬品候補物質効率合成法への展開
2 年目	東京大学医学部附属病院 糖尿病・代謝内科	大杉 満	膵β細胞を中心とした糖尿病発症原因の解明とその治療の多角的研究
2 年目	静岡県立大学食品栄養科学部	合田 敏尚	消化管における糖シグナル伝達を介した糖吸収の制御と末梢白血球および内臓脂肪組織の遺伝子発現プロファイルとの関連
新規	東京理科大学理学部 第一部化学科	斎藤 慎一	新規 7 員環構築反応の開発とその応用
新規	名古屋市立大学大学院薬学研究科	鈴木 孝禎	触媒メカニズムに基づいたヒストン脱メチル化酵素阻害薬の創製
新規	大阪医科大学 薬理学教室	金 徳男	人工血管内腔狭窄機序の解明とキマーゼ阻害薬による狭窄予防
新規	名古屋市立大学大学院 薬学研究科	平嶋 尚英	マスト細胞からのヒスタミン放出機構の解明
新規	北海道大学大学院 先端生命科学研究院	門出 健次	赤外円二色性スペクトルによる分子キラル分析法の開発

◆ 特別研究助成 (1 件 250 万円×2 件 = 計 500 万円)

助成	所属	研究者名	研究テーマ
2 年目	京都大学物質 ー細胞統合システム拠点	上杉 志成	脂質代謝を変調する小分子化合物
新規	京都大学大学院 医学研究科 内分泌代謝内科	桑原 宏一郎	心不全の分子病態解明に基づく新規治療標的の同定

以上

平成 23 年度事業計画

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1. 研究助成金の交付 (別紙 2-2)

1) 全国対象 : 4 年目 5 件
3 年目 5 件
2 年目 5 件
新規 5 件
計 20 件, 計 1, 000 万円

2) 特別研究助成 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県下対象)
2 年目 1 件
新規 1 件
計 2 件, 計 500 万円

総計 22 件、計 1, 500 万円を交付予定

2. 第 30 回研究助成発表会の開催 (別紙 2-3)

平成 23 年 7 月 8 日 (金) 午後 1 時から

於 塩野義製薬株式会社中央研究所 3 階講堂

以上

平成 23 年度研究助成金交付先一覧表 (案)

◆ (1 件 50 万円×20 件= 計 1,000 万円)

助成	所 属 (申請時)	研究者	研究テーマ
4 年目	北海道大学大学院薬学研究院	南 雅文	慢性的疼痛による情動障害と食欲抑制のメカニズム
4 年目	大阪大学大学院医学系研究科 乳腺内分泌外科	野口 眞三郎	乳がん個別化治療実現を目指した遺伝子発現プロファイル解析および細胞周期プロファイル解析に基づく予後および化学療法感受性診断法の開発
4 年目	大阪大学蛋白質研究所	川上 徹	新規ペプチドライゲーション法の開発とそれを用いる部位特異的修飾蛋白質の合成
4 年目	大阪大学大学院薬学研究科	藤岡 弘道	活性カチオン種の生成とその高次利用
4 年目	徳島大学大学院 ヘルスバイオサイエンス研究部	玉置 俊晃	循環器障害克服のための酸化ストレス研究
3 年目	関西学院大学理工学部	今岡 進	ポリフェノール類の薬効と毒性についての研究
3 年目	大阪大学大学院薬学研究科	荒井 雅吉	病態の体内微小環境で作用する活性天然物の創成と迅速標的分子解析法の確立
3 年目	熊本大学大学院医学薬学研究部	石塚 忠男	ジアミン新合成法開発を基軸とした医薬品候補物質効率合成法への展開
3 年目	東京大学医学部附属病院 糖尿病・代謝内科	大杉 満	膵β細胞を中心とした糖尿病発症原因の解明とその治療の多角的な研究
3 年目	静岡県立大学食品栄養科学部	合田 敏尚	消化管における糖シグナル伝達を介した糖吸収の制御と末梢血白血球および内臓脂肪組織の遺伝子発現プロファイルとの関連
2 年目	東京理科大学理学部第一部化学科	斎藤 慎一	新規 7 員環構築反応の開発とその応用
2 年目	名古屋市立大学大学院薬学研究科	鈴木 孝禎	触媒メカニズムに基づいたヒストン脱メチル化酵素阻害薬の創製
2 年目	大阪医科大学 薬理学教室	金 徳男	人工血管内腔狭窄機序の解明とキマーゼ阻害薬による狭窄予防
2 年目	名古屋市立大学大学院薬学研究科	平嶋 尚英	マスト細胞からのヒスタミン放出機構の解明
2 年目	北海道大学大学院 先端生命科学研究院	門出 健次	赤外円二色性スペクトルによる分子キラリティ分析法の開発
新 規	慶應義塾大学薬学部薬理学講座	三澤 日出巳	加齢性記憶障害でのシナプス機能を改善する新規認知症治療薬の開発
新 規	大阪大学・産業科学研究所	笹井 宏明	新規概念に基づくエナンチオ選択的触媒反応の創出と応用
新 規	静岡県立大学薬学部	赤井 周司	ベンザイン反応を基軸とする生物活性芳香族化合物の革新的合成
新 規	金沢大学医薬保健研究域薬学系	玉井 郁巳	トランスポーターを基盤とする創薬と最適薬物療法に関する研究
新 規	昭和薬科大学薬学部	田村 修	新規含窒素 1,3-双極子の開発と応用研究

◆ 特別研究助成 (1 件 250 万円×2 件 = 計 500 万円)

助成	所 属 (申請時)	研究者名	研究テーマ
2 年目	京都大学大学院 医学研究科 内分泌代謝内科	桑原 宏一郎	心不全の分子病態解明に基づく新規治療標的の同定
新 規	大阪大学薬学研究科 薬品製造科学分野	好光 健彦	Wnt/ β -Catenin シグナル制御分子をシードとする抗がん剤創製

以上

第 30 回公益財団法人篷庵社研究助成発表会

日 時：平成 23 年 7 月 8 日(金)13 時 00 分から 17 時 20 分

場 所：塩野義製薬株式会社中央研究所3階講堂
(大阪市福島区鷺洲 5-12-4/TEL 06-6458-5861)

懇親会：同日、18 時 00 分から 19 時 30 分

会 場：ヒルトン大阪(JR 大阪駅近辺)

13:00-13:05 ご挨拶 公益財団法人篷庵社 理事長 前田 孝

演 題 (講演 25 分、討論 15 分)

座 長

13:05-13:45 1. 抗癌活性を有する海洋天然物の探索研究
浪越 通夫 先生 北川 勲 先生
(東北薬科大学天然物化学教室)

13:45-14:25 2. アンジオテンシン II 拮抗薬の糖尿病網膜症進展阻止に関する実験的研究
ー蛋白糖化最終産物生成抑制との関連ー
池田 恒彦 先生 宮崎 瑞夫 先生
(大阪医科大学眼科学教室)

14:25-15:05 3. 機能性アート錯体の創製と高度分子変換反応への応用
内山 真伸 先生 首藤 紘一 先生
(東京大学大学院薬学系研究科 基礎有機化学教室)

15:05-15:20 休 憩

15:20-16:00 4. スルホンアミド基の立体特性に基づく三次元分子構造の構築
東屋 功 先生 桐野 豊 先生
(徳島文理大学香川薬学部)

16:00-16:40 5. 細胞、組織等の総合的なグライコーム解析
篠原 康郎 先生 西村 紳一郎先生
(北海道大学大学院先端生命科学研究院
次世代ホステルセンター 複合糖質機能化学グループ)

16:40-17:20 6. 《特別研究助成》
脂質代謝を変調する小分子化合物
上杉 志成 先生 塩野義製薬(株)
(京都大学物質-細胞統合システム拠点) 篠崎 俊宏

以上

平成 23 年度収支予算書

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

(第 58 年度)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	6,101,806	6,919,999	▲ 818,193	
基本財産利息収入	6,101,806	6,919,999	▲ 818,193	
② 寄附金収入	17,000,000	15,000,000	2,000,000	
寄附金収入	17,000,000	15,000,000	2,000,000	
③ 運用財産運用収入	960	4,540	▲ 3,580	
運用財産利息収入	960	4,540	▲ 3,580	
事業活動収入計	23,102,766	21,924,539	1,178,227	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	18,675,000	18,675,000	0	
助成金支出	15,000,000	15,000,000	0	
研究助成発表会開催費支出	2,500,000	2,500,000	0	
会議費支出	700,000	700,000	0	会議費支出には
旅費交通費支出	300,000	300,000	0	選考料および
通信運搬費支出	25,000	25,000	0	企画会議を含む
雑費支出	150,000	150,000	0	
② 管理費支出	5,010,000	3,510,000	1,500,000	
給料手当支出	600,000	600,000	0	
賃借料支出	840,000	840,000	0	
会議費支出	600,000	600,000	0	
旅費交通費支出	1,200,000	1,200,000	0	
通信運搬費支出	120,000	120,000	0	
雑費支出	1,650,000	150,000	1,500,000	公益移行費用含む
事業活動支出計	23,685,000	22,185,000	1,500,000	
事業活動収支差額	▲ 582,234	▲ 260,461	▲ 321,773	
II 予備費支出	300,000	300,000	0	
当期収支差額	▲ 882,234	▲ 560,461	▲ 321,773	
前期繰越収支差額	3,440,956	3,813,257	▲ 372,301	
次期繰越収支差額	2,558,722	3,252,796	▲ 694,074	

以上

平成 22 年度収支計算書

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

(第 57 年度)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	6,919,999	6,049,165	870,834	
基本財産利息収入	6,919,999	6,049,165	870,834	
② 寄附金収入	15,000,000	15,000,000	0	
寄附金収入	15,000,000	15,000,000	0	
③ 運用財産運用収入	4,540	3,270	1,270	
運用財産利息収入	4,540	3,270	1,270	
事業活動収入計	21,924,539	21,052,435	872,104	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	18,675,000	18,294,074	380,926	
助成金支出	15,000,000	15,000,000	0	
研究助成発表会開催費支出	2,500,000	2,425,345	74,655	
会議費支出	700,000	646,592	53,408	会議費支出には
旅費交通費支出	300,000	162,160	137,840	選考料および
通信費支出	25,000	26,990	▲ 1,990	企画会議を含む
雑支出	150,000	32,987	117,013	
② 管理費支出	3,510,000	3,273,231	236,769	
給料手当支出	600,000	600,000	0	
賃借料支出	840,000	840,000	0	会議費及び旅費
会議費支出	600,000	488,427	111,573	交通費支出には
旅費交通費支出	1,200,000	1,067,120	132,880	最初の評議員選考
通信費支出	120,000	114,843	5,157	委員会会議費, 旅費
雑支出	150,000	162,841	▲ 12,841	日当を含む
事業活動支出計	22,185,000	21,567,305	617,695	
事業活動収支差額	▲ 260,461	▲ 514,870	254,409	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
有価証券取得支出	0	120,133	▲ 120,133	
投資活動支出計	0	120,133	▲ 120,133	
投資活動収支差額	0	▲ 120,133	120,133	
III 予備費支出	300,000	0	300,000	
当期収支差額	▲ 560,461	▲ 635,003	74,542	
前期繰越収支差額	3,813,257	4,535,495	▲ 722,238	
次期繰越収支差額	3,252,796	3,900,492	▲ 647,696	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、有価証券、未払金、前受金・前払金および立替金・預り金を含めることとしている。
なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に掲載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
預 金 現 金	4,021,437	3,900,492
有 価 証 券	521,486	0
合 計	4,542,923	3,900,492
未 払 金	7,008	0
預 り 金	420	0
合 計	7,428	0
次期繰越収支差額	4,535,495	3,900,492

以上

正味財産増減計算書

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

(第 57 年度)

(単位:円)

科 目	今年度決算	前年度決算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	6,049,165	7,288,492	▲ 1,239,327
基本財産受取利息	6,049,165	7,288,492	▲ 1,239,327
② 受取寄附金	15,000,000	13,000,000	2,000,000
受取寄附金	15,000,000	13,000,000	2,000,000
③ 運用財産運用益	3,270	4,876	▲ 1,606
運用財産受取利息	3,270	4,876	▲ 1,606
経常収益計	21,052,435	20,293,368	759,067
(2) 経常費用			
① 事業費	18,294,074	17,977,088	316,986
助成金	15,000,000	15,000,000	0
研究助成発表会開催費	2,425,345	2,396,819	28,526
会議費	646,592	436,001	210,591
旅費交通費	162,160	111,380	50,780
通信費	26,990	10,695	16,295
雑費	32,987	22,193	10,794
② 管理費	3,273,231	3,009,802	263,429
給料手当	600,000	600,000	0
賃借料	840,000	840,000	0
会議費	488,427	357,273	131,154
旅費交通費	1,067,120	1,020,090	47,030
通信費	114,843	113,811	1,032
雑費	162,841	78,628	84,213
経常費用計	21,567,305	20,986,890	580,415
当期経常増減額	▲ 514,870	▲ 693,522	178,652
当期一般正味財産増減額	▲ 514,870	▲ 693,522	178,652
一般正味財産期首残高	4,608,295	5,301,817	▲ 693,522
一般正味財産期末残高	4,093,425	4,608,295	▲ 514,870
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	800,000,000	800,000,000	0
指定正味財産期末残高	800,000,000	800,000,000	0
III 正味財産期末残高	804,093,425	804,608,295	▲ 514,870

以上

貸借対照表

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(第 57 年度)

(単位:円)

科 目	今年度末	前年度末	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,900,492	4,021,437	▲ 120,945
有価証券	0	521,486	▲ 521,486
流動資産合計	3,900,492	4,542,923	▲ 642,431
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	400,000,000	0	400,000,000
譲渡性預金	0	400,000,000	▲ 400,000,000
有価証券	400,120,133	400,000,000	120,133
基本財産合計	800,120,133	800,000,000	120,133
(2) その他固定資産			
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,800	72,800	0
固定資産合計	800,192,933	800,072,800	120,133
資産合計	804,093,425	804,615,723	▲ 522,298
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	7,008	▲ 7,008
預り金	0	420	▲ 420
負債合計	0	7,428	▲ 7,428
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	800,000,000	800,000,000	0
指定正味財産合計	800,000,000	800,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(800,000,000)	(800,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(120,133)	(0)	▲ 120,133
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	0
正味財産合計	804,093,425	804,608,295	▲ 514,870
負債及び正味財産合計	804,093,425	804,615,723	▲ 522,298

以上

財産目録

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(第 57 年度)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	2,278		
普通預金	2,551,983		
普通預金	346,231		
普通預金	0		
定期預金	1,000,000		
流動資産合計		3,900,492	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	400,120,133		
定期預金	400,000,000		
基本財産合計	800,120,133		
(2) その他固定資産			
電話加入権	72,800		
その他固定資産合計	72,800		
固定資産合計		800,192,933	
資産合計			804,093,425
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			804,093,425

以上

財務諸表に対する注記

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(第 57 年度)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、H19 年以後購入分については償却原価法を適用し、それ以外の債券については取得原価を計上している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	0	400,000,000		400,000,000
譲渡性預金	400,000,000		400,000,000	0
有価証券	400,000,000	120,133		400,120,133
合 計	800,000,000	400,120,133	400,000,000	800,120,133

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	400,000,000	(400,000,000)	0	0
有価証券 利付国債	400,120,133	(400,000,000)	(120,133)	0
合 計	800,120,133	(800,000,000)	(120,133)	0

4. 満期保有目的の債権の内訳ならびに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳ならびに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
国 債			
第 231 回 利付 10 年	40,000,000	40,099,920	99,920
第 239 回 利付 10 年	40,000,000	40,600,560	600,560
第 250 回 利付 10 年	40,000,000	40,254,960	254,960
第 260 回 利付 10 年	40,000,000	41,652,360	1,652,360
第 270 回 利付 10 年	40,000,000	41,472,680	1,472,680
第 277 回 利付 10 年	40,000,000	42,168,760	2,168,760
第 286 回 利付 10 年	39,980,266	42,770,520	2,790,254
第 293 回 利付 10 年	39,997,133	42,755,200	2,758,067
第 301 回 利付 10 年	39,921,600	41,595,960	1,674,360
第 306 回 利付 10 年	40,221,134	40,995,040	773,906
合 計	400,120,133	414,365,960	14,245,827

以上

公益財団法人 篷庵社

【定款】(案)

第1章 総 則

(名称)

- 第1条** この法人は、公益財団法人篷庵社と称する。
2 この法人の英文名は、Hoansha Foundation とする。

(事務所)

- 第2条** この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条** この法人は、薬学等の進歩発達に資するため必要な研究を行うものに対し、研究の助成並びに研究費の援助を行い、もって薬学等の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条** この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 薬学等に関する研究及び調査に対する助成
(2) その他目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本全国において行うものとする

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条** この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。
2 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第23条第4項に規定する代表理事をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行

政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)
又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条** 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の 7 日前までに、会の日時、場所、及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、評議員会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 27 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 28 条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 29 条** 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員損害賠償責任の免除)

- 第 30 条** この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

- 第 31 条** この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度6月までに1回及び毎事業年度2月又は3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席の場合には理事の互選により決定する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案

について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告の方法は官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般法人法第128条第3項の規定する措置により開示する。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は前田 孝とする。

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (案)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人篷庵社（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
2 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
3 本財団は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
4 第1項の規程にかかわらず、役員及び評議員は第4条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、理事会又は評議員会の出席につき、1人1回当たり16,666円とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関窓口に取り込むこともできる。
2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行なう。

附 則

この規程は、公益財団法人篷庵社の移行の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

選考委員会規程（案）

公益財団法人篷庵社

平成23年4月1日改定

公益財団法人蓬庵社選考委員会規程（案）

(設置)

第1条 定款第4条第1項の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じて、定款第4条第1項に掲げる事業の対象となる者を選考する。

(委員)

第3条 選考委員会は、5人以上10人以内の選考委員(以下「委員」という)をもって組織する。

- 2 委員の任期は1期2年とする。但し2期を超えての再任は不可とする。
- 3 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれてはならない。
- 6 委員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、委員には定款第28条の規定を準用する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は必要に応じて臨時委員会を招集し、会議の議長は委員長が当たる。
- 4 委員長が欠け、又は事故があるときは、副委員長またはあらかじめ指名された委員が、その職務を行ない、又は代理する。

(定足数)

第5条 委員会は委員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決並びに書面表決等)

- 第6条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむをえない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の場合における第2項の規定の適用については、その委員は出席し、かつ議決したものとみなす。
 - 4 選考委員が応募者と直接の利害関係者(推薦者、共同研究者等)となった場合、その選考について表決に加わることはできないものとする。

(委員以外の出席)

- 第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の出席を求め、その意見を聞く事ができる。
- 2 テーマに応じて専門委員を置くことができる。
 - 3 専門委員の任期は1年とする。

(委員の秘密保持)

- 第8条 委員は、審議の経過及び結果については秘密を守らなければならない。

(議事録)

- 第9条 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成する。
- 2 議事録は委員長が署名捺印し、理事長に提出する。

(細則)

- 第10条 この規程の施行についての細則は、必要に応じて、委員会の議決を経て、理事会に報告するものとする。

推薦に関する規程（案）

（推薦権）

- 第1条 被助成者を推薦する権利を有するものは、当財団の外部理事、評議員とし、一年ごとに5名を互選する。
- 2 寄附者及び寄附者と特殊の関係にある理事、評議員には推薦権はないものとする。
 - 3 理事長が必要と認めた場合には、選考委員長が理事、評議員以外である場合に限り、その任期中1回のみ推薦権を有する者とする。

（審査権）

- 第2条 推薦された候補者は、選考委員会で審査される。
- 2 推薦権を行使した者が選考委員を務める場合には、自らの推薦する者についての審査権はないものとする。（選考委員会規程第6条4）

附則 この規則は平成14年9月1日から施行する。

平成23年4月1日 改定

公益財団法人篷庵社 寄附金等取扱規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人篷庵社(以下「この法人」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容(寄附金又はその他の財産)を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産の場合)の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類(現金・有価証券その他)
- ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- ⑤ その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附物品については、この法人の物品の取扱いに関する規程等に定める手続に従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(注7)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

【寄附書の書式例】

寄 附 書	
	平成〇年〇月〇日
公益財団法人 蓬庵社	
理事長 前田 孝殿	
	住 所
	氏 名 〇〇〇〇 印
私は、下記のものを貴法人に寄附いたします。	
	記
1 現金（有価証券）	円
2 物品・固定資産	
（量・種類等の内訳を記載）	
3 上記の利用目的	
(1) 〇〇事業に使用されたい。	
(2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。	
(3) 特に使用目的については特定しません。	
4 その他	

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	日本の薬学等の進歩発達に資するため必要な研究を行うものに対し、助成金を交付する。	86.2%

〔1〕事業の概要について(注1)

交付事業:助成としては推薦(支援)型と公募型があり、推薦(支援)型は設立者の私財を基本財産として提供され、日本の薬学等の進歩発達に資するため必要な研究を行うものに対し、助成する事を財団の趣旨とし、日本を代表する研究者を財団の理事・評議員に就任頂き、その時々重要な分野、研究等を推薦頂いた上で助成してきた。今後も設立者の意思を尊重し、幅広く薬学等の情報を持っておられる外部理事・評議員に財団の目的に適う研究者、特に若手で、独立前後の研究者で他からの助成を受けにくい薬学的な基礎研究を行っている将来有望な研究者を推薦していただき助成をする。推薦者や被助成者の利益ではなく薬学等の発展を目指している。外部理事・評議員で構成される推薦委員会で推薦し、選考委員会で選考する。公募型(地域限定)については募集要項等をホームページや各関連研究機関に送付し、公表することで、誰でも応募することができる。

選考は外部学識経験者(現在、医学系3名、薬学系3名)からなる選考委員会でされる。

個別選考では応募者と直接の利害関係者(推薦者、共同研究者等)は選考に加わらないよう選考内規に定めている。助成者をホームページで公表する。

助成終了後、報告会で成果を発表する義務がある。

財源:基本財産・特定資産の運用益を財源とするが不足分については出捐会社からの寄付金で賄う。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	本事業は、薬学等の進歩発達に資するため必要な研究を行うものに対し、研究の助成及び研究費の援助を通じて薬学等の発展に寄与することが目的であり、事業の種類別表1号の「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)		
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	
(13) 助成(応募型) 区分ごとのチェックポイント 1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考)	1. 日本の薬学等の進歩発達に資するために必要な研究を行うものに対し、助成金を交付する事を財団の目的とし、定款に定め公開している。 2. 設立当初は全国規模の助成事業であったため、主務官庁である大阪府より、研究費助成先について指導を受け、平成8年度に大阪府限定で1件追加することとなった。その後、大阪府限定では助成対象者が限定されるため、平成17年度に募集範囲を京都府、兵庫県、奈良県に拡大したという経緯がある。また、助成の規模が些少のため地域限定であるが関係研究機関等に募集要項を送付し、誰でも応募することが出来る(今後はホームページに公開)。但し、当該研究が申請者の研究であることの証明、共同研究者の同意等や知財権の問題等の理由により研究機関の長の推薦(承認)を要す。 3. 外部学識経験者からなる選考委員会で選考する。個別選考で	

<p>に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>は応募者と直接の利害関係者(推薦者、共同研究者等)は選考に加わらないよう選考内規に定めている。</p> <p>4. 外部学識経験者6名(医学系3名、薬学系3名)からなる選考委員会を設置し、選考する。同メンバーによる企画会議で募集テーマ及び募集要項等を決める。選考は書面にて全選考委員が採点し、順位付けした上で、原則、全選考委員同席の上で最終選考を行う。 選考委員会規則に則って行う。</p> <p>5. 現在は当該研究機関等に通知のみであるが今後はホームページで公表。</p> <p>6. 本財団の指定する期間内に成果報告書及び収支報告書の提出を義務付けている。 助成終了後、報告会で成果を発表する義務がある。報告は論文が掲載された時点でその論文をホームページで公表する。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場</p>	<p>1. 日本の薬学等の進歩発達に資するために必要な研究を行うものに対し、助成金を交付する事を財団の目的とし、定款に定め公開している。</p> <p>2. ア 当財団法人は設立者の私財を基本財産として提供され、日本の薬学等の進歩発達に資するため必要な研究を行うものに対し、助成する事を財団の趣旨とし、日本を代表する研究者を財団の理事・評議員に就任頂き、その時々重要な分野、研究等を推薦頂いた上で助成してきた。(推薦支援型助成) 「推薦支援型」助成とは、一般的に資金等恵まれた環境下での研究実績、成果で評価されることの多い「公募型」の助成事業とは異なり、 (1) 優秀な素質を有するが、財源不足等のために研究の継続が困難である研究者 (2) 他からの助成を受けにくい薬学的な基礎研究を行っている研究者 (3) 特に若手の独立前後で将来有望な研究者等を対象として、助成の受益の機会を広げることが設立者の遺志であり、目的としている。また、推薦者や被助成者の利益でなく、今後の薬学分野等を支える次世代の研究者に助成することで、薬学等の進歩発展に大いに寄与する。</p> <p>イ 助成者の選出については、日本を代表し、学問レベル向上に資するべく幅広く薬学等の情報を持っておられる研究者でもある、外部理事、評議員に推薦していただくことで、レベルの高い研究者の助成を維持している。その結果として、学会誌の発刊、各大学への機器の導入や若手研究員の研究への助成等で薬学等分野の発展に寄与して来た実績があり、これを評価され、日本薬学会の有効会員に推挙されている。また、実際に当財団で推薦した被助成者の多くが薬学等に大きく貢献する研究者として、活躍を続けている。</p> <p>ウ 外部学識経験者(現在、医学系3名、薬学系3名)からなる選</p>	

合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)	考委員会で選考する。 個別選考では応募者と直接の利害関係者(推薦者、共同研究者等)は選考に加わらないよう選考内規に定めている。また、推薦の公正性を保つため、推薦者は毎年交代し、被推薦者と特別な関係にないものとしている。	
エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)	エ 本財団の指定する期間内に成果報告書及び収支報告書の提出を義務付け、助成終了後、報告会で成果を発表することを義務付けており、定款に定めた事業目的に合致していることを確認している。報告は論文が掲載された時点でその論文をホームページで公表する。	
(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	その他説明事項	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

- ・事業の種類(別表の号)の号を選択してください。
- ・事業によって複数の号に該当する場合は、“行追加” を押して行を追加し入力してください。

法人コード	A006625
法人名	財団法人 蓬庵社

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表
平成 23年 4月 1日から平成 24年 3月 31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計			法人会計	内部取引控除	合計
	公1 (助成)	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	6,000	0	6,000	0	0	6,000
基本財産利息収入	6,000		6,000			6,000
特定資産運用益	7,014,000	0	7,014,000	0	0	7,014,000
特定資産利息収入	7,014,000		7,014,000			7,014,000
受取寄付金	11,976,000	0	11,976,000	3,024,000	0	15,000,000
寄付金収入	11,976,000		11,976,000	3,024,000		15,000,000
雑収益	5,000	0	5,000	0	0	5,000
運用財産利息収入	5,000		5,000			5,000
経常収益計	19,001,000	0	19,001,000	3,024,000	0	22,025,000
(2) 経常費用						
事業費	19,001,000	0	19,001,000		0	19,001,000
助成金	15,000,000		15,000,000			15,000,000
研究助成発表会開催費	2,500,000		2,500,000			2,500,000
給料手当	420,000		420,000			420,000
印刷製本費	20,000		20,000			20,000
会議費	700,000		700,000			700,000
旅費交通費	300,000		300,000			300,000
通信費	21,000		21,000			21,000
運搬費	10,000		10,000			10,000
消耗品費	10,000		10,000			10,000
支払手数料	10,000		10,000			10,000
雑費	10,000		10,000			10,000
管理費				3,024,000	0	3,024,000
役員報酬				690,000		690,000
給料手当				180,000		180,000
会議費				600,000		600,000
旅費交通費				510,000		510,000
通信費				9,000		9,000
運搬費				105,000		105,000
消耗品費				30,000		30,000
賃借料				840,000		840,000
支払手数料				50,000		50,000
雑費				10,000		10,000
経常費用計	19,001,000	0	19,001,000	3,024,000	0	22,025,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0	0	0
基本財産評価損益等			0			0
特定資産評価損益等			0			0
投資有価証券評価損益等			0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部						0
(1) 経常外収益						0
中科目別記載			0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						0
中科目別記載			0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額			0			0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0

財団法人篷庵社 最初の評議員選考委員会委員

(役職は平成22年11月1日現在のもの、敬称略)

委員名	氏名	現職	推薦理由	当財団及び、 当財団役員、評議員との関係
現行評議員	岩尾 洋	大阪市立大学大学院医学研究科教授	当財団現行評議員のため	現行評議員
現行監事	藤井 榮二	藤井・梅山法律事務所 弁護士	当財団現行監事のため	現行監事
現行外部委員	岩崎 光隆	青山特許事務所 弁理士	当財団と利害関係のない第三者のため	なし
現行外部委員	石崎 正雄	大石・石崎公認会計事務所 会計士	当財団と利害関係のない第三者のため	なし
現行事務局員	吉田 亨	(財) 篷庵社 事務局員	当財団現行事務局員のため	現行事務局員

以上

公益移行申請～諮問・答申までの経緯と登記予定日

平成22年11月12日	理事会開催	定款(案), 諸規定集(案)承認
		最初の評議員選考委員会委員および最初の評議員候補者選任
11月18日	臨時評議員会(書面開催)	定款(案)承認
12月13日	最初の評議員選考委員会開催	最初の評議員選任
12月21日	内閣府へ申請書送信	ホームページより電子申請
平成23年1月18日	内閣府担当者より連絡	申請書内容についての質問, 修正依頼【第1回目】
		公益財団法人への移行登記希望日の確認
1月21日	篷庵社事務局の対応	申請書内容についての質問回答, 修正内容返信
1月25日	内閣府担当者より連絡	申請書内容についての質問, 修正依頼【第2回目】
	篷庵社事務局の対応	電話にて質問, 修正内容の回答
1月31日	篷庵社事務局の対応	4月1日移行登記希望日として内閣府大臣官房長公益法人行政担当室宛に書面提出
2月3日	内閣府担当者より連絡	2月9日に公益認定等委員会へ諮問, 2月16日に答申の予定
2月9日	//	公益認定等委員会での諮問終了, 特段問題なかったため16日に答申予定 認定書に記載の希望日付のお伺い
2月10日	篷庵社事務局	認定書には平成23年3月22日と記載希望 (記載日から2週間以内に移行登記が必要)
2月16日	内閣府担当者より連絡	公益認定等委員会での答申終了, 17日にホームページにて答申書掲載予定
2月17日	公益法人information(内閣府)ホームページに答申書掲載	

今後の予定

3月中旬 内閣府より公益移行認定書受理

4月1日 公益財団法人への移行登記日

財団法人篷庵社 解散

公益財団法人篷庵社 設立

移行後の役員、評議員 年間スケジュール(案)

	評議員	理事・監事
平成23年3月末日(移行登記日の前日)	・門脇 孝先生, 北村 幸彦先生 辞任	
4月1日 財団法人 篷庵社解散 公益財団法人 篷庵社設立	・公益財団法人移行後、最初の評議員(10名)就任 ※任期:4年後の事業年度最終のものに関する定時評議員会 終結時まで	現任期継続(9名)
5月末～6月 理事会(書面開催) 定時評議員会 (理事会開催日から2週間以降 書面開催)	・平成22年度事業報告 承認 ・平成22年度決算 承認	・平成22年度事業報告 承認 ・平成22年度決算 承認 ・評議員会開催日・場所・目的である事項 決定 ・平成24年度特別研究助成募集要項、テーマ報告 ※以上の議案に対して全理事の同意書が必要
臨時評議員会開催前		全理事、監事 辞任(役員、評議員の改選年度統一のため)
臨時理事会 臨時評議員会 (候補日:7月8日 午前中)	・株式購入の件 ・理事・監事の選任	・株式購入の件 ・定時評議員会終結後より理事(10名)・監事(2名)就任 (北村 幸彦先生が新理事として就任) ※理事任期:2年後の事業年度最終のものに関する定時評議員会 終結時まで ※監事任期:4年後の事業年度最終のものに関する定時評議員会 終結時まで
7月8日	研究助成発表会(塩野義製薬株式会社 中央研究所)	
平成24年3月理事会・臨時評議員会開催 (東京)	・平成24年度事業計画 承認 ・平成24年度予算 承認	・平成24年度事業計画 承認 ・平成24年度予算 承認 ・評議員会開催日時・場所・目的である事項 決定 ・平成24年度研究助成 被助成者 承認 ・選考委員改選に伴う選任 ・その他
平成24年5月末～6月 理事会 定時評議員会(理事会開催日から2週間以降)	・平成23年度事業報告 承認 ・平成23年度決算 承認	・平成23年度事業報告書 承認 ・平成23年度決算 承認 ・評議員会開催日時・場所・目的である事項 決定 ・平成25年度特別研究助成募集要項、テーマ報告 ※以上の議案に対して全理事の同意書が必要

公益財団法人篷庵社 評議員名簿 (案)

平成 23 年 4 月 1 日予定

(役職は平成 22 年 4 月 1 日現在のもの、敬称略、50 音順)

役職名	氏 名	お 役 職
評議員	伊勢村 護	静岡県立大学名誉教授
〃	岩 尾 洋	大阪市立大学大学院医学研究科教授
〃	大和田 智彦	東京大学大学院薬学系研究科教授
〃	近 藤 裕 郷	塩野義製薬株式会社執行役員信頼性保証本部長
〃	佐 藤 公 道	京都大学名誉教授、安田女子大学教授
〃	辻 彰	金沢大学名誉教授
〃	手代木 功	塩野義製薬株式会社代表取締役社長
〃	永 田 清	塩野義製薬株式会社診断薬事業部長
〃	西 村 紳一郎	北海道大学大学院先端生命科学研究院教授
〃	村 橋 俊 一	大阪大学名誉教授、岡山理科大学客員教授

以上

前記のとおりご報告いたします。

平成23年5月

財団法人 篷 庵 社

理事長 前 田 孝